

中国地方整備局告示第49号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成20年4月4日

中国地方整備局長 藤田 武彦

第1 起業者の名称 中国電力株式会社

第2 事業の種類 特別高圧送電線島根原子力線新設工事及びこれに伴う附帯工事（島根県松江市鹿島町名分字宮ノ奥地内から同市朝酌町字奥別所地内まで）

第3 起業地

1 収用の部分 島根県松江市鹿島町名分字宮ノ奥、字権谷及び字上ノ垣、鹿島町北講武字芦谷、字西谷奥、字西谷、字山鹿奥、字宮廻、字柏奥、字光谷及び字恵谷、鹿島町上講武字赤田、字岩鼻、字松尾、字石津、字七田小休場横道ノ上、字七田滝ノ谷、字七田畑ノ谷、字七田堂谷、字有實谷、字地冷、字大谷藪地、字佛谷入口南平、字井谷、字佛谷釜ノ谷、字乙好、字杉谷及び字西杉谷、東持田町字権現、字藪蔵、字砥石、字杉谷、字吉廻、字才部田、字瀧ケ谷、字鏡谷及び字常熊、坂本町字沢、字沢下及び字實無シ、下東川津町字櫻田及び字小松谷、川原町字轡谷、字後谷、字元宮、字奥原、字亀ケ谷及び字水谷、上本庄町字荒船、新庄町字川原内南平、字川原内左ノ谷、字セキ谷、字大内原北平及び字大内原南平、上宇部尾町字倉見谷、字嵩、字大谷及び字境谷、大海崎町字中滑山及び字小滑山、大井町字大谷並びに朝酌町字東平、字三大寺、字別所及び字奥別所地内

2 使用の部分 島根県松江市鹿島町名分字宮ノ奥、字権谷及び字上ノ垣、鹿島町北講武字芦谷、字西谷奥、字西谷、字山鹿奥、字山鹿、字宮廻、字柏奥、字光谷及び字恵谷、鹿島町上講武字赤田、字西赤田、字岩鼻、字岩花、字大田平、字松尾、字石津、字七田小休場横道ノ上、字犬カキ谷、字廻ノ下、字七田布子谷、字布子谷、字七田滝ノ谷、字滝谷、字大床、字七田畑ノ谷、字七田堂谷、字有實谷、字家頭、字井頭、字地冷、字大谷藪地、字藪地、字大谷、字佛谷入口、字佛谷、字佛谷入口南平、字井谷、字佛谷釜ノ谷、字乙好、字杉谷、字西杉谷及び字牛池、東持田町字権現、字藪蔵、字原朴ケ谷、字樸ケ谷、字棚後谷、字青梨子、字青梨子上、字青梨子向、字後平、字砥石、字杉谷、字御崎谷、字小谷、字納蔵上、字井手川、字吉廻、字才部田、字瀧ケ谷、字鏡谷及び字常熊、坂本町字澤奥、字沢、字澤雨堤下、字沢下、字澤尻、字實無シ、字榎ケ坪、字京田、字原ノ前、字大道上、字大原代下、字恵作田、字大原代、字角田、字立丁及び字原代、下東川津町字禿ノ前、字善徳、字櫻田、字杓田、字西谷及び字小松谷、川原町字尾才尻、字轡谷、字後谷、字奥原、字堤ケ谷、字家奥、字亀ケ谷及び字水谷、上本庄町字荒船、新庄町字川原内南平、字川原内、字川原内左ノ谷、字セキ谷、字大内原北平、字大内原、字大内原日入谷及び字大内原南平、上宇部尾町字倉見谷、字嵩、字奥古谷、字瀧ノ下、字嵩平、字雀ケ谷、字大澁谷、字大谷及び字境谷、大海崎町字中滑山及び字小滑山、大井町字大谷並びに朝酌町字東平、字星ケ谷、字三大寺、字別所及び字奥別所地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、島根県松江市鹿島町片句地内の島根原子力発電所3号機を起点とし同市朝酌町及び大井町地内の北松江変電所までの延長16.3km（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする特別高圧送電線島根原子力線新設工事及びこれに伴う附帯工事（以下「本件事業」という。）のうち、既に用地取得等の完了している部分を除いた、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「特別高圧送電線島根原子力線新設工事」（以下「本体工事」という。）は、電気事業法（昭和39年法律第170号）第9条に基づき同法第6条第2項第四号に掲げる電気工作物の変更に關して経済産業大臣に届け出を行っており、法第3条第17号による一般電気事業、卸電気事業又は特定電気事業の用に供する電気工作物に關する事業に該当する。

また、本体工事の施行に伴い必要となる、鉄塔建設、電線及び架空地線の架設並びに資材及び機器の運搬、設置等のための工事用道路等の建設に關する「附帯工事」は、法第3条第35号に掲げる本体工事のため欠くことができない通路等に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

起業者である中国電力株式会社（以下「起業者」という。）は、電気事業再編政令（昭和25年11月24日政令第342号）第7条の定めるところにより、公益事業令（昭和25年11月24日政令第343号）第26条の規定による公益事業の許可を得たものとみなされており、さらにサンフランシスコ講和条約（昭和27年）後においては電気及びガスに關する臨時措置に關する法律（昭和27年法律第341号）附則第3条によりなお旧公益事業令の規定により許可を受けたものとみなされ、電気事業法附則3条の規定により電気事業法第3条の許可を受けた一般電気事業者とみなされ、同法第18条の規定による電気の供給義務を負っている。

また、本件事業のうち送電線に關しては、電気事業法第9条第1項に規定する電気工作物変更届、同法第48条第1項に規定する工事計画届出を行っており、発電所に關しては、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に關する法律（昭和32年法律第166号）第71条の規定による文部科学大臣の同意、同法第26条の規定による原子炉設置変更許可、電気事業法第47条に規定する工事計画認可を順次得ており、併せて工事に必要となる許認可を得ている。

さらに、本件事業に要する経費については、自己調達資金により確保している。

よって、起業者は本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

・ 得られる公共の利益

本件事業は、島根県松江市鹿島町片句地内の島根原子力発電所3号機（以下「発電所」という。）から同市朝酌町及び大井町地内の北松江変電所（以下「変電所」という。）までの16.3kmの区間に発電所の建設と特別高圧送電線を建設する事業である。

中国地方の電力需要は、中長期的には省エネルギーの進展や人口減少などの要因があるものの、経済の持続的な成長が見込まれる中、電化住宅の普及拡大等に伴う電力シフトにより、今後も緩やかながら着実に増加するものと予想され、起業者の予測によると、最大需要電力は、平成18年度の実績の1,144万kwに対し平成24年には1,206万kwに達するものと見込まれている。

この結果、平成24年の供給予備率は7.5%となり、電力の安定供給に必要な予備率を確保することが出来ないとしている。

また、我が国はエネルギー資源の約8割を海外に依存し、さらに国内で発生する二酸化炭素の約4分の1を電気事業者が排出しており、地球温暖化防止の観点から発電時に二酸化炭素を排出しない原子力発電の推進が必要不可欠な状況である。

平成19年3月に閣議決定された国のエネルギー基本計画においてもエネルギーの安定供給確保と環境問題対応の面に優れた原子力発電を基幹電源として推進することが示されている。

これらの問題に対処するため、発電所（出力137.3万kw、平成23年12月運転開始計画、平成12年8月21日第143回電源開発調整審議会において電源開発基本計画組入了承済み）の建設を計画しており、併せて発電所の発生電力を変電所まで輸送するための島根原子力線の建設を行おうとするものである。

本件事業の完成により、平成24年の供給力は1,345万kw、供給予備率11.5%に改善され、電力需要に対応する平成24年以降の供給力であると同時に、エネルギーの安定供給確保、環境問題等の公益的課題の中核をなす重要な電源となる。

なお、島根原子力発電所（3号機）計画に係る環境影響評価は、通商産業省省議決定「発電所の立地に関する環境影響調査及び環境審査の強化について」（昭和52年）に基づき、周辺環境の現況を調査し、計画に伴う環境への影響等について予測・評価を行い、その結果を「島根原子力発電所（3号機）環境影響調査書」（以下「調査書」という。）としてとりまとめた後、この調査書の公開・周知等所定の手続を実施している。

その後、環境影響評価法（平成9年法律第81号）の施行に伴い、本計画は環境影響評価法に基づく対象事業（第一種事業）となるとともに、調査書は環境影響評価法の経過措置により、「島根原子力発電所（3号機）環境影響評価準備書」（以下「準備書」という。）とみなされる等の措置がとられている。

本環境影響評価書は、「環境影響評価法」及び「電気事業法」に基づき作成されており、作成にあたっては準備書の内容について「環境影響評価法」等の関係法令に規定する記載方法への見直しを行ったほか、準備書についての住民等の意見（環境影響評価法の経過措置）、通商産業大臣の勧告及び県知事の意見等を踏まえた検討を加え「島根原子力発電所（3号機）環境影響評価書」としてとりまとめている。

同評価書においては、計画、建設、運転に際し、周辺の自然環境及び社会環境を十分考慮し、煤煙については良質燃料を使用し、さらに低NOxバーナーを採用することにより、その排出量の低減を図っている。冷却水については、取放水温度差

を7以下とし低流速の深層取水及び水中放水することにより、発電所周辺海域の漁業、海生生物、船舶航行等への影響の低減を図っている。

一般排水については排水処理装置等により適切な処理を行うことにより水質汚濁の防止を図ることとしている。

騒音については、騒音の発生源となる機器を発電所敷地境界から十分離れた場所に設置する等の対策を講じ、振動は強固な基礎の上に設置する等の対策を講じることにより、騒音及び振動の低減を図ることとしている。

これらから、総合的に評価して島根原子力発電所の設置による周辺環境への影響は少ないものとし、回避又は低減が図られているとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

・ 失われる利益

本件事業のうち送電線に関する事業は、環境影響評価法及び島根県環境影響評価に関する条例（平成11年条例34号）に定める対象事業ではないが、起業者が任意で送電線工事に起因して起業地に生息する可能性のある動植物に与える影響について、現地調査及び既存文献を基に検討を行っている。

その結果、起業地内に絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）による国内稀少野生動植物が見受けられたが、保全対策を行う事としており、送電線においては大部分が空中の使用であるため極めて影響は少ないと判断している。

さらに、県立自然公園条例（昭和36年条例11号）に規定する宍道湖北山県立自然公園内を通過するルートにおいては、島根県自然環境保全審議会で審議を行い、高山の東側にルートを迂回させ景観の保全に努めている。

また、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地が存するが、島根県教育庁と協議を行い鉄塔建設に要する収用の範囲には含まれず、空中を使用する範囲となることが確認されている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

・ 事業計画の合理性

本件事業は、電力の安定供給に必要な供給予備率を確保するための発電所及び発生電力の輸送のための500kv送電線を建設する事業である。

発電所に関しては、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく原子炉設置変更許可を得ており、さらに最新の知見を反映させながら電気事業法に規定する工事計画認可を順次得ている。

送電線建設に関しては、電気事業法第39条に規定する経済産業省令で定める技術基準（「電気設備技術基準」平成9年通商産業省令第52号）等に定める規格に適合していると認められる。

なお、本体工事のルートに関しては、島根原子力発電所1号機の発生電力を送電している既設220kv島根原子力幹線の鉄塔を建替え、島根原子力発電所3号機の送電線として新設する申請案の他に、既設66kv鹿島線建替ルートの一部を流用し島根原子力発電所3号機の送電線を新設する案と、全線を新設する案を検討している。

しかし、いずれの案も申請案に比較し、巨長が長くなること及び新規の事業用地が多いことから、土地利用に与える影響や新たな鉄塔建設により景観に与える影響が

大きい。

申請案は、既に地域開発と調整されている既設 220kv島根原子力幹線ルートを基本にして、同支持物用地及び同線下用地を流用して鉄塔を建替えるものであり、新たな用地確保面積が3案中最も少なくなり、土地利用に与える影響や鉄塔の増加を最少に控える事から景観に与える影響が最も少ない。

よって、本件区間における整備手法については、事業による社会的影響、事業の経済性及び技術的観点から総合的に勘案すると、本件事業の手法が最も合理的であると認められる。

さらに、附帯工事の事業計画は、施設の利用方法、位置及び規模等を総合的に判断すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

- ・ 事業を早期に施行する必要性

3・で述べたように、平成24年の電力供給支障を未然に防止するとともに、中国地方全域の電力需要に対する安定供給が可能となり、社会的、経済的效果は著しく、本件事業を計画的に施行する必要性があると認められる。

また、発電所の各種検査の為に試験運転を考慮すると、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

- ・ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。